

【速報版】国通知等があり次第、必要な追記を速やかに行う

## 1. 基本的な考え方

(1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。

(2) 県内で圏域（二次医療圏単位（※1））ごとに、新規感染者などを目安にして、国の専門家会議が指摘する地域（警戒レベル）への該当性を判断して対応を示し（宮崎県独自）、県民に速やかな行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

※1 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域

④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域

※2 圏域ごとの状況は、迅速に県HPで公表

地域（警戒レベル）	一例
(A) 感染未確認地域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない
<u>(B) 新規感染者が限定的な地域</u>	・ <u>新規感染者</u> が一定に収まっている
<u>(C) 感染状況が厳しい地域</u>	・ <u>新規感染者の増加又は感染経路不明の例が連続発</u> （直近1週間） <u>又は感染集団（クラスター）の発生</u>

## 2. 地域（警戒レベル）に応じた対応

地域（警戒レベル）	県民の方	県外の方	県主催のイベント等（※3）	県有の公の施設
<b>【A～C共通】</b> <u>新しい生活様式等</u> <u>（別紙）</u>	○以下の場所への外出自粛 ・県外 ・「三つの密」（密閉、密集、密接）がある場	○極力、 来県自粛	○「三つの密」を避けるなどの対策を徹底 ・全国的かつ大規模イベントは、リスクへの対応が整わない場合は、中止・延期	○「三つの密」を避けるなどの対策を徹底
(A) 感染未確認地域	○上記以外の外出自粛なし	—	○実施	○開館
(B) 新規感染者が限定的な地域	○上記以外の外出自粛なし	—	○状況に応じ、実施 <u>（屋内で50人以上のものは控えるなど、規模縮小を含む）</u>	○状況に応じ、開館 （入場制限などの利用制限）
(C) 感染状況が厳しい地域	○できる限り、外出自粛	—	○原則、中止又は延期	○原則、閉館、利用制限

※3 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する。実施等する場合、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加に注意。実施等に当たり、感染対策の工夫などについて県福祉保健部が相談に応じる。

※4 市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

3. 県立学校  
別途、提示。

4. 強い警戒態勢：接待を伴う飲食店等の遊興施設等・パチンコ店等の遊技施設

・各施設に対して、県が先行的に独自に示したガイドラインや業界の全国組織が示した業種別ガイドラインを参考に、ガイドラインを作成・実践することを要請する。

・各施設の従業員・利用客で感染者が確認された場合、その感染状況に応じて、必要な範囲での営業自粛を要請する（詳細は県と協議）。

5. その他

・遊興施設等・遊技施設以外の各業界に対し、必要なガイドラインを作成・実践することを要請する。

・高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合、当該施設等に営業自粛を要請する（詳細は県と協議）。

6. 適用

令和2年4月3日付け宮崎県対応方針を全部改正し、令和2年5月15日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。